

# 協 和 会 会 則

制定 令和1年 5月 1日

改定 令和1年10月 1日

(目的)

第1条 この会則は、株式会社協和コーポレーショングループ（以下「会社」という）の関連協力会社が、会社と相提携して、人命尊重を基本理念とし、工事の安全施工及び災害の未然防止と作業員の安全衛生教育、安全管理の向上を図ることを目的とする。

(名称・事務局)

第2条 本会は協和会（以下「本会」という）と称し、事務局を愛知春日井市大和通2-4-1-1に置く。

(会員)

第3条 1. 本会の会員は次の関連協力会社とする。

- [イ] 会社と工事下請負契約を締結して工事を施工する協力会社で役員会が承認したもの。
- [ロ] 会社と車両及び重機類賃貸借契約（運転員付）を締結した協力会社で役員会が承認したもの。
- [ハ] その他役員会が承認した協力会社。（2次以下の会社を含む）

2. 会員は正会員及び準会員の2種類とする。

- [イ] 正会員・・・正会員として本会に入会申込書を提出し、役員会の承認を得たもの。
- [ロ] 準会員・・・準会員として本会に入会申込書を提出し、役員会の承認を得たもの。

(会員資格の喪失)

第4条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、会員の資格を喪失する。

1. 本会規則に違反したとき。
2. 本会の名誉を著しく失墜させる行為があったとき。
3. 脱会を申し出たとき。
4. 第21条の規定により、除名されたとき。

(活動)

第5条 本会は第1条の目的を達成するために下記の活動を行う。

1. 安全・衛生に関する各種行事及び教育の企画立案並びに実施。
2. 施工管理能力・技術の向上に関する教育・指導。
3. 会員相互の親睦活動。
4. 会員名簿の作成。
5. その他本会の目的達成に必要な事項。

(機関の種類)

第6条 本会は次の機関によって行う。

1. 総会
2. 役員会（会長、副会長、会計、幹事、監事、顧問、相談役により構成）
3. 安全委員会
4. 事務局

（総会の開催）

第7条 総会は本会の最高決議機関であり、正会員及び準会員により構成され定期総会は毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に会長がこれを招集する。

なお次の場合は1ヶ月以内に会長は臨時総会を開催すべく招集しなければならない。

1. 役員会の要請があったとき。
2. 正会員の10分の3以上の要求があったとき。

（総会の成立、決議）

第8条 総会は正会員の2分の1以上の出席により成立し、その出席者の過半数の賛同を得て決定する。

（総会の付議事項）

第9条 総会は次の事項を付議しなければならない。

1. 事業報告並びに事業計画。
2. 会計収支報告並びに予算。
3. 役員を選出。
4. その他特に重要と認めたもの。

（総会の運営）

第10条 総会の運営は次により行う。

1. 総会の議長は会長があたる。
2. 議事日程並びに議事次第は役員会にて定める。
3. 採決の手法は議長に一任する。

（役員会の開催）

第11条 役員会は総会に次ぐ決議機関であって会長、副会長、会計、幹事、監事、顧問、相談役で構成し、定期および臨時に会長が招集すると共に議長にあたる。

（役員会の付議事項）

第12条 役員会は次の事項を付議しなければならない。

1. 事業の運営。
2. 正会員及び準会員の入会承認。
3. 顧問及び相談役の委嘱。
4. 担当役員の任命。

## 5. 会則の改廃。

### (安全委員会)

第13条 安全委員会は次の事項を行う。

1. 安全・衛生に関する各種行事及び教育の企画立案並びに実施。
2. 施工管理能力・技術の向上に関する教育・指導。
3. 安全パトロールの実施。
4. その他安全に関する事項。

### (安全パトロール)

第14条 1. 安全パトロールは次により実施する。

- [イ]回数・・・1か月に1回
- [ロ]場所・・・施工現場
- [ハ]構成員・・・正会員又は準会員
- [ニ]人数・・・10名程度

### (事務局)

第15条 事務局は次の事項を行う。

1. 会員相互の親睦を図る行事。
2. 会員名簿の作成。
3. その他本会の目的達成に必要な事項。

### (役員の種類)

第16条 本会次の役員を置く。

- |          |      |
|----------|------|
| 1. 会 長   | 1名   |
| 2. 副 会 長 | 1名程度 |
| 3. 会 計   | 1名   |
| 4. 幹 事   | 5名程度 |
| 5. 監 事   | 1名   |
| 6. 顧 問   | 1名程度 |
| 7. 相 談 役 | 1名程度 |
| 8. 事 務 局 | 1名程度 |

### (役員任期)

第17条 役員任期は1年とし、再選を妨げない。

### (会計年度)

第18条 本会の会計年度は9月1日より8月31日迄をもって1期とする。

(入会金・会費)

第19条 正会員及び準会員は入会金として、10,000円を納入するものとする。  
正会員及び準会員は会費として、次の額を納入するものとする。

正会員 45,000円(年)

準会員 15,000円(年)

本会は必要に応じて臨時会費を徴収することができる。金額は役員会で決定する。  
納入した会費は如何なる理由があっても返却しない。

(会計報告)

第20条 年度末の会計報告は、監事の正確であることの証明を付けて会員に報告をしなければならない。

(除名)

第21条 正会員及び準会員で次の事項に該当するときは役員会の決議を得て除名できる。  
1. 会則又は総会の決議を遵守せず、その他本会の目的に反する行為があったとき。  
2. 本会の名誉又は信用を毀損すると認められる行為があったとき。

(表彰)

第22条 正会員及び準会員で次の事項に該当するときは役員会の決議を経て団体又は個人を表彰することが出来る。  
1. 本会の目的達成のため特に努力し、模範になると認められたとき。  
2. 本会のために永年協力し、特に功労のあることが認められたとき。

(弔意金)

第23条 本会は正会員並びに準会員の弔意に際し、意を表し金品を支給する。  
1. 正会員の代表者の死去 1万円  
2. 正会員の代表者の傷病(1日以上入院) 3千円

付 則

(実施期日)

第24条 1. 本規約は令和1年5月1日より実施する。  
2. 本規約は令和1年10月1日より実施する。